## 佐賀県告示第327号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年8月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
医療法人たじり内	佐賀市金立町大字千布 2145	令和2年12月31日
科・小児科	番地1	
秋山歯科医院	佐賀市高木瀬町大字長瀬 1692	<i>II</i>
	番地1	